

「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第１０期）」策定支援業務
【仕様書】

第１ 委 託 業 務 名 称

「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第１０期）」策定支援業務

第２ 業 務 の 概 要

市町村は、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項の規定に基づき、３年を１期とする計画を策定することになっており、本市においては、令和６年度から８年度の３年間、「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第９期）」のもと、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種施策を実施している。

本業務は、令和９年度からの次期計画（第１０期）の策定にあたって必要な調査、情報の収集、課題の整理及び分析等を行うとともに、糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会等の意見も踏まえた次期計画の策定を支援することを目的とする。

第３ 委 託 業 務 期 間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

第４ 業 務 内 容

<令和７年度の業務内容>

糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第９期）を踏まえ、本市における課題等を整理し、さらに老人福祉事業及び介護保険事業（地域支援事業を含む。以下同じ。）に係る制度改正の動向を把握、調査・分析を行い、実態把握調査を実施する。

業務内容は、次に掲げる事項を基本とするが、今後、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては、変更が生じることがある。

（１）現況整理

①既存資料・データの収集、整理・分析

- ア 現行の「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第９期）」の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討
- イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状の整理
- ウ 介護長寿課が保有する統計的データの分析
- エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している老人福祉事業・介護保険事業の現状の整理・分析
- オ 他の計画や資料を用いた高齢化の動向及び人口推計等の整理・分析

②現行の日常生活圏域の検証

前記①における各日常生活圏域（５圏域）の整理・分析

③国や他自治体の動向把握

法令（介護保険法、老人福祉法、政令及び施行規則等）及び国が示す指針等の精査・分析、他の自治体の動向把握

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①調査票及び調査仕様

ア ニーズ調査の種類及び件数等は、次のとおりとする。

高齢者ニーズ調査 必要標本数 圏域ごとに４００件（合計２，０００件）以上

※第９期回収率実績５８．１％

※必要標本数達成のための配布数は各自で見込むこと。

イ 対象者は、要介護等認定者を除く６５歳以上の高齢者（本市の基幹系システムより無作為にて抽出）

ウ 調査票は原則として１種類とする。

エ 調査票は、国から示される調査票案に基づき本市と受託者で協議のうえ、必要に応じて本市独自の項目を追加し、ニーズ把握に適した設問とすること。

オ 記載者の負担軽減のため、見やすく、記入しやすい調査票となるよう設問内容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

②調査の実施等

ア 調査票はＡ４版とし、受託者が用意すること。

イ 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。

ウ 礼状兼督促状（ハガキサイズ）は本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。（①アと同数とする。）

エ 礼状兼督促状（ハガキサイズ）の発送は、１回とする。

オ 調査票発送用の封筒（角２サイズ）の用意、封入作業は受託者が行うこと。

カ 返送用の封筒（定型最大：長３サイズ）は受託者が用意すること。

キ 発送に係る宛名書き等の作業は受託者が行うこと。

ク 調査票は、郵送配布し、郵送回収とする。

ケ 本調査にかかる郵便料金については、全額受託者の負担とする。

（３）調査報告書の作成（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書）

①上記（１）及び（２）を踏まえ、本市全域及び各日常生活圏域の調査報告書の作成及び印刷

②調査票の集計

ア 回収した調査票はデータ入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。

イ 自由回答欄についてもすべてデータ入力すること。

③調査結果の分析

ア 現状の課題を分析すること。

イ 「見える化」システムを活用した分析コメント、調査結果の統括を行うこと。

ウ 各日常生活圏域の老人福祉事業、介護保険事業等の量の見込みの算定に資する内容であること。

④調査報告書の構成は本市と受託者で協議のうえ決定し、集計表、グラフ等は見やすくなるよう工夫すること。

⑤誤字・脱字の検査を行うこと。

<令和8年度の業務内容>

令和7年度に本市が実施する調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）及び沖縄県が実施する調査（在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査）に係る分析結果、糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の進捗状況、現行の本市老人福祉事業及び介護保険事業の実績、老人福祉事業、介護保険事業等の関係機関における今後の意向、国・県の動向等を踏まえ、本市における各種行政計画との整合性が保たれた事業計画の立案から印刷製本までの業務を行う。

業務の内容は、次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては、変更が生じることがある。

（１）最終的な現況整理

①既存資料・データの収集、整理・分析

ア 現行の糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状の整理

ウ 介護長寿課が保有する統計的データの分析

エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状の整理分析

オ 他の計画や資料を用い、高齢化の動向及び人口推計等の整理・分析

②現行の日常生活圏域の検証

前記（１）①における各日常生活圏域（５圏域）の整理・分析

③国や他自治体の動向把握

法令（介護保険法、老人福祉法、政令及び施行規則等）及び国が示す指針等の精査・分析、他の自治体の動向把握に関すること。

（２）事業計画書作成に係る業務

①令和7年度に実施した調査、令和8年度に実施した調査、人口推計等に基づき、目標の設定・目標事業量の推計を行い、具体的な支援施策に反映させる。

②量の見込みの算定をもとに、日常生活圏域ごとの老人福祉事業及び介護保険事業の確保

方策・実施時期の素案及び原案を作成すること。

- ③介護保険事業の提供体制、総合事業の提供体制、老人福祉事業等の提供体制の具体的な整理を行うこと。
- ④共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進について盛り込むこと。
- ⑤国より提示された基本指針、沖縄県が作成する計画、本市の基本構想・長期計画、既存の関連計画等との整合を図ること。
- ⑥糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言・整理を行うこと。
- ⑦新たな「介護保険料」の設定における検討を行うこと。
- ⑧確定した事業計画の計画書を作成すること。
- ⑨事業計画の構成は、本市と協議のうえ、図や表等を用い見やすくなるように工夫すること。

（３）パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関し本市が実施する「パブリックコメント」について、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

また、必要に応じて本市と協議のうえホームページの作成についても支援すること。

（４）ヒアリング又は簡易アンケート調査

- ①本市が行う関係団体等とのヒアリングについて、本市から出席の依頼があった場合はそれに応じ、介護保険サービス事業者からの意見等を把握し整理すること。
- ②必要に応じて実施する簡易アンケート調査について、助言し、調査結果の整理・分析を行うこと。

（５）策定委員会会議への出席（外部会議：７回程度開催）

- ①策定委員会会議へ出席し、本市事務局及び委員から求めがあった際に、技術的な助言や資料の説明等を行う。
- ②策定委員会会議の資料は、本市と協議のうえ決定し、会議資料の印刷は受託者が行う。
- ③策定委員会会議の議事録作成を行う。

（６）計画推進会議への出席（内部会議：５回程度開催）

- ①計画推進会議へ出席し、本市事務局及び委員から求めがあった際に、技術的な助言や資料の説明等を行う。
- ②計画推進会議の資料は、本市と協議のうえ決定し、会議資料の印刷は受託者が行う。
- ③計画推進会議の議事録作成を行う。

（７）作業部会への出席（内部会議：２回程度開催）

- ①作業部会へ出席し、本市事務局及び会議委員から求めがあった際に、技術的な助言や資

料の説明等を行う。

②作業部会の資料は、本市と協議のうえ決定し、会議資料の印刷は受託者が行う。

③作業部会の議事録作成を行う。

第5 成 果 品

成果品として、次のものを納品すること。

電子データについては、マイクロソフト社製Office Standard 2016 以上のWord 又はExcel を使用して閲覧及び修正が可能な形式を用いること。

なお、検討過程における分析結果等も、磁気媒体記録（Excel 形式又はWord 形式）等を作成し、納品すること。

また、PDF データも作成し、納品すること。

<令和7年度の成果物>

（１）調査報告書

調査報告書（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書）を作成し、本市が指示する期日までに、印刷物（20部）及び磁気媒体記録（Word 及びPDF 形式）を納品すること。（印刷物は、A4版、単色刷り（Word 及びPDF データは、一部カラーとする。）

<令和8年度の成果物>

（１）事業計画書

事業計画書を作成し、本市が指示する期日までに、印刷物（150部）及び磁気媒体記録（Word 及びPDF 形式）を納品すること。（A4版、一部カラー、200ページ程度）

（２）事業計画書（概要版）

事業計画書（概要版）を作成し、本市が指示する期日までに、磁気媒体記録（Word 及びPDF 形式）を納品すること。（A4版8ページ程度、全部カラー）

（３）議事録

会議の議事録をその都度作成し、本市が指定する期日までに、電子データ（Word 及びPDF 形式）にて納品すること。（A4版、単色刷り）

（４）その他

必要に応じ本市及び受託者にて協議のうえ、決定する。

第6 納 品 場 所

糸満市福祉部介護長寿課

第7 守 秘 義 務

本業務において知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び糸満市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年糸満市条例第5

号)を遵守し、かつ、その取扱い等については、本市の指示に従わなければならない。

第8 補 足

- (1) 本業務を受託するにあたり、仕様書に関する詳細及び仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上必要と認められる事項を受託者の責任において補充するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。
- (3) 計画策定に係る国、県への各種報告、資料提出があった場合は、本市の指示する時期に円滑に対応すること。
- (4) 本業務で作成された報告書及び計画書及びデータの著作権は糸満市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は「見える化」システムの使い方や国の施策・動向を整理して分かりやすく説明する等、計画策定に必要な支援を行うこと。
- (6) 本業務の履行にあたっては、業務に精通した現場担当者を配置すること。
- (7) その他仕様書に記載のないものについては、本市と受託者が協議を行い決定する。